

## 施業放置森林対策推進事業実施要領

### (趣旨)

第1 本要領は、所有者不明・無関心な森林を早急に調査・把握して森林所有者を特定し間伐等の森林整備の働きかけを行い、意欲ある担い手に森林経営や施業の委託を加速化することを目的として実施する施業放置森林対策推進事業（以下「本事業」という。）の適正な実施を図るため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「交付要項」という。）、森と担い手をつなぐ集約化促進事業実施要綱（平成27年4月27日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### (事業実施主体)

第2 事業実施主体は協議会とし、その取扱いについては、以下のとおりとする。

#### (1) 協議会の設置

協議会は、原則、本事業を実施する対象森林が存在する市町村に一つ設置するものとする。ただし、既に活動実績のある協議会等を活用する場合には、必要に応じて部会、分科会等を設置し、本事業を実施することとする。

協議会（既に活動実績のある協議会等を含む。以下同じ。）は、次のアからキまでに掲げる事項のすべてを満たすこととする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、市町村、森林組合、林業事業体、自伐林家や林業研究グループ会員等、森林施業プランナー等で構成され、かつ、構成員に必ず市町村が含まれること。

ウ 補助事業に係る事務手続を適正かつ円滑に行うため、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法、責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

エ ウの規約その他の規程に定めるところにより、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる構成員の役員又は管理職等責任のある立場の者のうち、1人以上が当該協議会の事務処理又は会計処理において責任のある立場にあること。

カ 補助事業の実施に係る手続に関する定めがあること。

キ 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

#### (2) 協議会の規約等

協議会の長は、補助を受けようとするときは、次のアからウまでに定めるところにより、協議会の運営に係る規約等を作成し提出するものとする。

ア 次の①から⑦までに掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の事業実施年度の事業計画を作成し、会員又は会員となる予定の者で構成する総会を招集し、その議決を得るものとする。

- ① 協議会規約
- ② 事務処理規程
- ③ 会計処理規程
- ④ 文書取扱規程
- ⑤ 公印取扱規程
- ⑥ 内部監査実施規程
- ⑦ 個人情報保護規程

なお、既に活動実績のある協議会で、これらに準ずる規約等を既に定めているものについては、既存の規約等をもって上記規約及び規程に代えることとする。

イ 協議会の長は、本事業に取り組もうとするときは、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程を添えて、別紙様式1号により知事に提出しなければならない。

ウ 協議会の長は、アの①から⑦までの規約又は規程のいずれかを変更したときは、別紙様式2号により速やかに知事に提出しなければならない。

### (3) 協議会の業務運営の透明性の確保

協議会は、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、補助事業の実施に係る手続に関する定め並びに事業計画及び活動報告その他の補助事業を実施する上で定めた計画等について、広報誌等による公開に努めるものとする。

## (事業の内容及び実施方法)

第3 事業実施主体は、要綱第6の規定に基づき指定された重点地区を対象に、効率的・効果的な集約化を推進するため、次の(1)から(7)に掲げる取組を行う。

また、同一の森林(重点地区)における本事業による支援は3カ年度以内とし、支援対象の最終年度の翌年度から起算しておおむね3年を目途に、集約化に取り組んだ森林の全部又は一部を含む林班において、森林経営計画の作成又は森林経営計画の対象森林の増加に努めることとする。

なお、本事業により把握した森林所有者等の情報については、国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく山村境界基本調査や地籍調査に活用されるよう、市町村等の地籍調査担当部局に提供するものとする。

### (1) 協議会の開催等

地域における集約化に関する問題点や課題、事業の取組方針等について検討し、地域の創意工夫を引き出すため協議会を開催し、事業計画を作成するものとする。

### (2) 集約化専門員及び協力員の配置

森林所有者の探索及び情報の整備を行い、森林の所有者を特定するとともに森林経営に無関心な森林所有者に対し、経営や施業の委託等の働きかけを行う集約化専門員を配置するものとする。

また、集約化専門員が行う個別訪問や集落座談会の際に、地元の森林状況や所有者情報に詳しい自伐林家や林業研究グループ会員等を働きかけの協力員として活用するものとする。

### (3) 森林所有者の探索

森林所有者を特定するため、戸籍の記録照会による相続状況の調査、他市町村の

転居記録の追跡等を実施するものとする。

(4) 森林所有者に対する意向調査

所有森林の施業や経営の委託、また、所有権の移転を含め森林経営計画の作成や集約化について森林所有者の意向を把握するためにダイレクトメールの発送等を行うものとする。

(5) 森林カルテの作成

森林所有者に対する個別訪問や座談会などの働きかけに必要な情報について、森林簿や森林計画図等の既存の資料のほか、航空レーザー計測等の3次元地図の活用、また、現地調査等により把握し、森林カルテを作成するものとする。

(6) 説明会の開催

森林の所在地と異なる市町村に居住する者（不在村者）や森林の経営に無関心な森林所有者に対して、森林経営計画の作成や集約化の必要性の説明や助言等を行うための個別訪問や説明会を開催するものとする。

(7) 働きかけ結果の情報提供

(1) から (6) の取組みにより得られた森林所有者情報について、森林所有者の同意を得た上で、知事が要綱第7の1に基づき認定する「森の担い手」に対し情報提供を行うものとする。

**(対象森林)**

第4 本事業の対象森林は、要綱第6の規定に基づき指定された重点地区とする。

**(補助対象経費)**

第5 県は、本要領に基づき、予算の範囲内において、協議会が実施する事業に要する経費に対し、別途示す額を上限として定額で補助するものとし、対象となる経費は事業を実施する上で必要な次の経費とする。

(1) 集約化専門員報酬

事業を実施する上で必要となる集約化専門員の報酬とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業者負担、及び通勤手当を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

(2) 賃金

事業を実施する上で必要な事務補助員及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業の推進を図るために行う個別訪問や座談会などを実施する際の協力員の謝金とする。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。

(4) 旅費

事業を実施するために必要となる資料の収集、現地調査の実施に伴う旅行等に必要な経費とする。

(5) 消耗品費

事業を実施するために必要となる消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。

(6) 通信運搬費

事業を実施するために必要となる通信運搬費等の経費とする。

#### (7) 委託費

事業を実施するために必要となる資料作成、測量・調査等の委託費とする。ただし、委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限るものとする。

なお、事業そのもの又は事業の根幹をなす業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなるので、委託内容については十分に検討すること。

#### (8) 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる機械器具、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。

#### (9) 備品・資機材購入費

事業を実施するために直接必要な備品・資機材を導入するために必要な経費とし、他業務で使用できる資機材など汎用性のあるものの導入経費及び保守に関する経費を除くものとする。

### (事業計画の承認)

第6 協議会の長は、本事業を実施しようとする場合は、交付要項第3条に定める事業実施計画承認申請書に事業実施計画書（別紙様式3号）を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前号の承認申請書の提出があった場合、事業を実施することが適当と認められるときはこれを承認し、その旨を協議会長に通知（別紙様式4号）するものとする。

3 協議会の長は、前号の通知を受けた後、交付要項の別表に掲げる計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由が生じたときは、交付要項第5条第1項に定める事業実施計画変更承認申請書に事業実施変更計画書（別紙様式5号）を添えて知事に提出し、承認を得なければならない。

### (補助金交付申請)

第7 協議会の長は、第6の2により事業計画の承認を受けたときは、規則第3条及び交付要項第6条に定める補助金交付申請書に事業計画書（別紙様式3号を準用する。）を添えて知事に提出するものとする。

2 協議会の長は、交付決定後に交付要項の別表に掲げる計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由が生じたときは、第6の3の規定に基づく変更承認を受けた後、規則第7条第1項及び交付要項第8条に定める変更申請書に事業変更計画書（別紙様式5号を準用する。）を添えて知事に提出するものとする。

### (実施結果の報告)

第8 協議会の長は、本事業が完了したときは、速やかに実施結果報告書（別紙様式6号）を知事に提出するものとする。

### (概算払請求)

第9 協議会の長は、交付要項第15条第2項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書に請求内訳表（別紙様式7号）を添えて知事に提出するものとする。

**(実績報告)**

第10 規則第13条及び交付要項第13条に定める実績報告書に添付する事業実績書は別紙様式8号とする。

**(書類の経由)**

第11 本事業の申請書等の書類は、別に定める場合を除き、地域振興局長を経由しなければならない。

2 地域振興局長は、提出のあった申請書等を速やかに取りまとめ、知事へ進達するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

(別紙様式1号)

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇地域△△協議会  
会長 印

〇〇地域△△協議会の届出について

施業放置森林対策推進事業を実施したいので、施業放置森林対策推進事業実施要領第2の(2)のイの規定に基づき、下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 〇〇地域△△協議会規約
- 2 〇〇地域△△協議会事務処理規程
- 3 〇〇地域△△協議会会計処理規程
- 4 〇〇地域△△協議会文書取扱規程
- 5 〇〇地域△△協議会公印取扱規程
- 6 〇〇地域△△協議会内部監査実施規程
- 7 〇〇地域△△協議会個人情報保護規定
- 8 〇〇地域△△協議会会員名簿

※ ただし、△△協議会の名称及び1～7に掲げる規約等について、既に活動している団体による申請である場合は、既存の名称及び既存の規約等(別添1～7に示す内容と同様の内容が盛り込まれていることが条件)をもって代えることができる。

(別紙様式2号)

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇地域△△協議会  
会長 印

〇〇地域△△協議会規約等の変更の届出について

〇〇地域△△協議会規約(〇〇地域△△協議会〇〇規程)を下記により変更したので、  
施業放置森林対策推進事業実施要領第2の(2)のウの規定に基づき、関係書類を添えて  
提出します。

記

- 1 〇〇地域△△協議会規約(〇〇地域△△協議会〇〇規程)を変更する理由
- 2 変更箇所(〇〇地域△△協議会規約(〇〇地域△△協議会〇〇規程)新旧対照表)

- 添付書類
- 1 変更後の〇〇地域△△協議会規約案(〇〇地域△△協議会〇〇規程案)
  - 2 規約(規程)の変更を議決した総会の議事録の写し

施業放置森林対策推進事業実施計画書

対象となる団地名	
対象団地の概要	
事業実施期間中における事業主体の活動予定	

事業主体名	区分	事業内容	事業費		事業費内訳
			費目	金額	
	(1)協議会の開催等		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(2)集約化専門員及び協力員の配置		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(3)森林所有者の探索		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		



事業主体名	区分	事業内容	事業費		事業費内訳
			費目	金額	
	(4) 森林所有者に対する意向調査		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(5) 森林カルテの作成		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(6) 説明会の開催		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	計		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		

注：①対象森林の概要については、森林の所在、林班名、資源構成、資源量、所有者数等を記入すること。

②事業内容は、区分別に、具体的に記入すること。

③費目の種類は、報酬、賞金、謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費とする。

④事業費内訳は、数量及び単価等の積算基礎等を記入すること。

(別紙様式4号)

平成 第 年 月 日

〇〇地域△△協議会  
会長 様

熊本県知事

平成 年度施業放置森林対策推進事業計画(変更)承認通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度施業放置  
森林対策推進事業(変更)計画については、施業放置森林対策推進事業実施要領第6の  
2の規定に基づき承認します。

※ ( ) 書きは、変更承認の場合。

施業放置森林対策推進事業実施変更計画書

対象となる団地名	
対象団地の概要	
事業実施期間中における事業主体の活動予定	

事業主体名	区分	事業内容	事業費		事業費内訳
			費目	金額	
	(1)協議会の開催等		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(2)集約化専門員及び協力員の配置		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(3)森林所有者の探索		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		

事業主体名	区分	事業内容	事業費		事業費内訳
			費目	金額	
	(4) 森林所有者に対する意向調査		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(5) 森林カルテの作成		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(6) 説明会の開催		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	計		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		

注：①対象森林の概要については、森林の所在、林班名、資源構成、資源量、所有者数等を記入すること。

②事業内容は、区分別に、具体的に記入すること。

③費目の種類は、報酬、賞金、謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費とする。

④事業費内訳は、数量及び単価等の積算基礎等を記入すること。

⑤変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。

(別紙様式 6 号)

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇地域△△協議会  
会長 印

平成 年度施業放置森林対策推進事業実施結果の報告について  
施業放置森林対策推進事業実施要領第 8 の規定に基づき、下記のとおり提出しま  
す。

記

- 1 実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 2 事業完了日 平成 年 月 日

3 事業実施の状況

区分	事業内容	事業費	備考
(1)協議会の開催等			
(2)集約化専門員及び 協力員の配置			
(3)森林所有者の探索			
(4)森林所有者に対す る意向調査			
(5)森林カルテの作成			
(6)説明会の開催			
計			

- 4 働きかけを行った区域を示す図面 別添のとおり

(別紙様式7号)

## 概算払請求内訳書

事業主体名： ( )

区分	事業費	補助金等 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		平成 年 月 日 現在 残高 A - (B+C)		事業完了予 定年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
施業放置森林対 策推進事業	円	円	円	%	円	%	円	%		

注) 本表は、概算払請求書に添付すること。

平成 年 月 日

本書のとおり相違ないことを証明する。

所 属

職・氏名

施業放置森林対策推進事業実績書

対象となる団地名	
対象団地の概要	
事業実施期間中における事業主体の活動実績	

事業主体名	区分	事業内容	事業費		事業費内訳
			費目	金額	
	(1) 協議会の開催等		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(2) 集約化専門員及び協力員の配置		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		
	(3) 森林所有者の探索		報酬費		
			賞金		
			謝金		
			旅費		
			消耗品費		
			通信運搬費		
			委託費		
			使用料及び賃借料		
			計		

	(4) 森林所有者に対する意向調査		報酬費			
			賞金			
			謝金			
			旅費			
			消耗品費			
			通信運搬費			
			委託費			
			使用料及び賃借料			
			計			
	(5) 森林カルテの作成			報酬費		
				賞金		
				謝金		
旅費						
消耗品費						
通信運搬費						
委託費						
使用料及び賃借料						
計						
(6) 説明会の開催			報酬費			
			賞金			
			謝金			
			旅費			
			消耗品費			
			通信運搬費			
			委託費			
			使用料及び賃借料			
			計			
計			報酬費			
			賞金			
			謝金			
			旅費			
			消耗品費			
			通信運搬費			
			委託費			
			使用料及び賃借料			
			計			

注：①対象森林の概要については、森林の所在、林班名、資源構成、資源量、所有者数等を記入すること。

②事業内容は、区別に、具体的に記入すること。

③費目の種類は、報酬、賞金、謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費とする。

④事業費内訳は、数量及び単価等の積算基礎等を記入すること。